

2025 年 8 月 6 日

八王子市教育委員会教育指導課長様

都教組八王子支部執行委員長 佐々木清明

特別支援学級 教科用図書選定にあたって、 現場の意見を尊重することを求めます。

令和 8 年度八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書選定資料作成委員会に置いて、現場から一般図書が適切という報告が出ているにもかかわらず、協議において、検定教科書に差し替えるよう求められ、実際に差し替えられる事態が起きています。

7月3日（水）第3回協議の議事録には、
統括指導主事「前回と比べ、小学校は一般図書5校、道徳は一般図書がなくなった。一般図書を採択する根拠が明確ではなかった。道徳の教科書としての適性に疑問が多かったという点が考慮されたと考えられる」とあります。

実際には、学校からの報告書では、最初は一般図書もありました。協議の場で統括指導主事からの指摘を受け、差し替えたものです。

一般図書は、東京都教育委員会による、特別支援教育調査研究資料（学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書））から選ばれており、東京都教育委員会が適切と考えているものの一つです。にもかかわらず「適性に疑問」とされているのはなぜでしょうか。

また「教育委員会定例会で、教育長・教育委員からの指摘もあるので、今後は、教科書を中心として展開」との発言もあります。現場からの意見は、教材そのものを熟読検討し、児童生徒の発達段階などを踏まえています。それを覆すほどの「教育長・教育委員からの指摘」とはどのようなものなのでしょうか。それは教材の内容や、児童生徒の実情を理解したうえでの指摘なのでしょうか。具体的にどのような指摘があるのか、教育委員会の議事録から示していただきたいと思います。

特別支援学級の教員は、「特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。（学校教育法施行規則第139条）」に基づき、児童生徒の実態と、東京都の資料に掲載された教材とを、時間をかけて検討し、適切な教科用図書を使用できるよう大変な努力をして報告書を作成しています。その意見が尊重されること、変更を求めるなら少なくとも教材の内容に基づいた具体的な根拠を示すことをお願い致します。